

いの町  
パートナーシップ宣誓制度の手引き

## ○パートナーシップ制度の概要

いの町は、一人ひとりの町民が互いに人権を尊重し、多様性を認め合い、ともに生きる社会を実現することを目的として、「いの町パートナーシップ宣誓制度」を制定しました。

これは、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係であるお二人が、いの町に対して宣誓を行い、いの町が受領証等をお二人に交付するものです。

この制度には法的な効力はありませんが、宣誓したお二人に交付される受領証等を提示することによって、行政・民間サービスなどを円滑に利用できる場合があります。

## ○パートナーシップとは

この制度における「パートナーシップ」とは、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係をいいます。

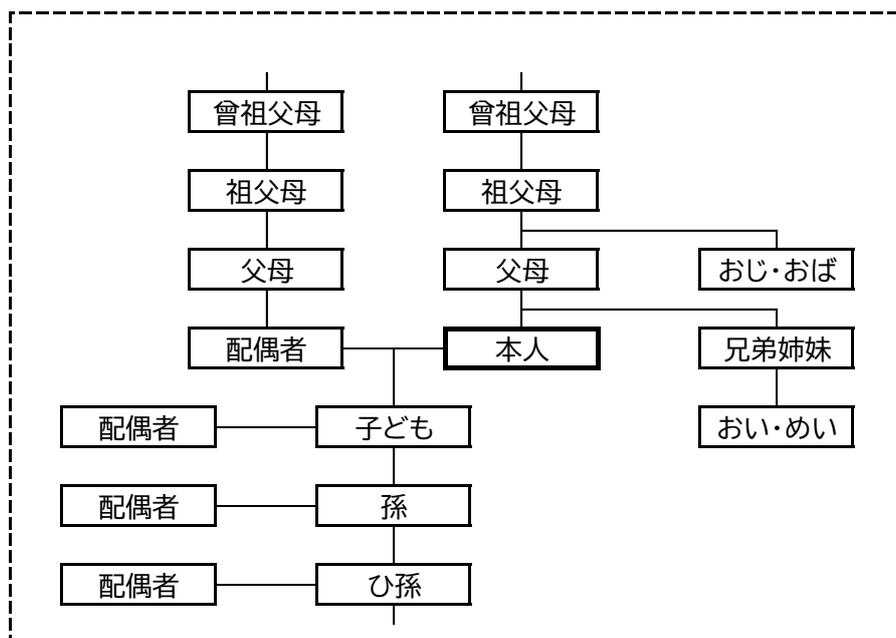
本制度では、事実婚や性的マイノリティのカップル等、双方が生活していくうえで、お互いを支え合い、欠かすことのできない関係と認めあう二人の関係を対象としています。

## 1. 宣誓をすることが出来る方

本制度において、パートナーシップの宣誓をすることができる方は次の(1)から(5)の要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 双方が成年(18歳)に達していること
- (2) 一方もしくは双方が町内に住所を有し、又は宣誓の日から原則として14日以内に町内への転入を予定していること  
※少なくともいずれか一方が、町内に住所を有するか、又は町内への転入を予定していることが必要です。(必ずしも同居している必要はありません。)
- (3) 双方とも配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)がないこと
- (4) 双方とも当該パートナーシップの相手方以外にパートナーシップにある者がいないこと
- (5) 宣誓者同士が近親者でないこと
  - ・宣誓者同士が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない関係(近親者)にある場合は宣誓できません。
  - ・ただし、宣誓をしようとする者同士が養子縁組をしている、又はしていたことにより近親者の関係に該当する場合は除きます。

【近親者】パートナーシップの宣誓をすることができない関係の方



## 2. 宣誓までの流れ

### ①事前予約

- ・宣誓予定日の7日前までに、電話又は電子メールにて予約してください。  
なお、電子メールで予約される際には、【パートナーシップ宣誓について】とタイトルを表示してください。

予約先:いの町ほけん福祉課 健康福祉調整係

電話:088-893-3810

メールアドレス: hokenhukushi@town.ino.lg.jp

### ②パートナーシップ宣誓(当日)

- ・予約した日時にほけん福祉課(すこやかセンター伊野内)にお二人揃って必要書類を持参し、お越してください。宣誓書の提出は、プライバシーに配慮して個室で行います。
- ・当日に、町職員の立ち会いの下、お二人にパートナーシップ宣誓書を記入していただきます。宣誓書の用紙は町が準備します。
  - ※ご本人が記入できないときは、代筆することができます。
  - ※必要書類は4ページに記載しています。ご確認のうえ、当日にお持ちください。
- ・町職員が、宣誓書の内容や必要書類を確認します。
- ・書類に不備等がなければ、後日、宣誓書受領証(各1部)と受領証カード(各1部)を交付します。

### 3. 必要書類

お持ちいただく必要書類は次のとおりです。手数料は自己負担になります。

書 類	備 考
住民票の写し または、 住民票記載事項証明書	・「個人番号(マイナンバー)」、「本籍」、「世帯主の氏名及び続柄」の記載を省略したものを提出してください。 ・双方それぞれ1通(同世帯の場合はお二人で1通)必要です。 ・いずれも発行から3カ月以内のものに限ります。 ・転入予定の方は、転入前の自治体が発行した「転出証明書」、賃貸契約書のいずれかの写しを提出してください。
現に婚姻をしていないことを証明する書類	・戸籍抄本、または独身証明書を提出してください。 原則、本籍地の自治体で取得が可能で、双方それぞれで1通必要です。 ・いずれも発行から3カ月以内のものに限ります。
本人確認ができる書類	・官公署発行の顔写真の付いた書類を提示してください。 (例)マイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証、旅券(パスポート)など ※上記をお持ちでない方は、次の2点提示してください。 健康保険被保険者証、共済組合員証、後期高齢者医療保険被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳 その他官公署が発行した資格者証 等
通称名を使用する場合の 必要書類	・通称名で届いた郵便物、通称名で記載された社員証(学生証)や公共料金(水道、電気、ガス)の各種伝票等で、一定期間(原則、半年以上)にわたって使用されていることが確認できる書類をお持ちください。 ・ご不明な点は事前にお問い合わせください。

## 4. 交付する宣誓書受領証及び宣誓書受領証カード

### 〇いの町パートナーシップ宣誓書受領証

(表面)

(表裏)

様式第2号 (第6条関係)

いの町パートナーシップ宣誓書受領証

\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 (年 月 日) \_\_\_\_\_ (年 月 日)

\_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_

宣誓日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

いの町パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、いの町パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

いの町長 印

(裏面)

(裏面)

〇戸籍上の氏名等(通称名を使用している場合)  
【宣誓者】 \_\_\_\_\_ (宣誓者)  
氏名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

〇再交付年月日等  
\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

**注意事項**

〇次の場合には、パートナーシップ宣誓書受領証等を返還してください。

- (1) パートナーシップを解消したとき
- (2) 一方が死したとき
- (3) 双方が町内に住所を有しなくなったとき
- (4) 宣誓が無効となったとき

〇次の場合には、宣誓は無効となります。

- (1) 宣誓期間にパートナーシップを形成する意思がないとき
- (2) 宣誓書の内容に虚偽があったとき
- (3) 宣誓の前提条件に適合していないとき
- (4) 町内に転入予定の場合、期日までに町内への転入を証明する書類を提出しないとき

〇この受領証を紛失、毀損、汚損などの事情により再交付を希望するときは、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第4号)」を提出してください。

**受領証の提示を受けられた方へ**

いの町では一人ひとりの町民が互いに人権を尊重し、多様性を認め合い、ともに生きる社会を実現するため、本制度を実施しています。法的効力を発生させるものではありませんが、受領証の提示を受けられた方は、制度の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。なお、本制度を利用していることについて、本人の同意なく口外しないでください。

1. パートナーシップとは  
互いに互いのパートナーとし、日本の生活において相互に協力し合うことを約した関係をいいます。
2. 宣誓を受けた際には確認した事項  
この受領証は、町長に対してパートナーシップの宣誓を行った2人の者が、下記の事項に該当すると認められる場合に交付されます。

- (1) 成年に達していること
- (2) いずれも一方が町内に住所を有していること(転入予定を含む)
- (3) 配偶者(事実婚を含む)がいないこと
- (4) 宣誓者以外の第三者がパートナーシップの宣誓をしていないこと
- (5) 関係第124条から第126条までに規定する婚姻をすることができないとされている者でないこと。ただし、パートナーシップにある者が異性結婚をしている場合は除く。

(原寸は、A4サイズ)

### 〇いの町パートナーシップ宣誓書受領証カード

(表)

**いの町パートナーシップ宣誓書受領証カード**

いの町パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、  
いの町パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

宣誓者氏名 \_\_\_\_\_ 宣誓者氏名 \_\_\_\_\_  
(年 月 日生) (年 月 日生)

住所 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_

宣誓日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

いの町長 印

(裏)

**特記事項** 〇戸籍上の氏名(通称名を使用している場合)

【宣誓者氏名】 \_\_\_\_\_ 【宣誓者氏名】 \_\_\_\_\_

〇再交付年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日 \_\_\_\_\_

**注意事項**

〇次の場合には、パートナーシップ宣誓書受領証等を返還してください。

- (1) 宣誓期間にパートナーシップを解消したとき
- (2) 一方が死したとき
- (3) 双方が町内に住所を有しなくなったとき
- (4) 宣誓が無効となったとき

〇次の場合には、宣誓は無効となります。

- (1) パートナーシップを形成する意思がないとき
- (2) 宣誓書の内容に虚偽があったとき
- (3) 宣誓対象者の要件に反しているとき
- (4) 町内に転入予定の場合、期日までに町内への転入を証明する書類を提出しないとき

**受領証カードの提示を受けられた方へ**

いの町では一人ひとりの町民が互いに人権を尊重し、多様性を認め合い、ともに生きる社会を実現するため、本制度を実施しています。法的効力を発生させるものではありませんが、受領証カードの提示を受けられた方は、制度の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。なお、本制度を利用していることについて、本人の同意なく口外しないでください。

寸法は、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

## 5. 宣誓書受領証の交付を受けた後について

(1) 受領証等を紛失・汚損などしたとき

・宣誓書受領証を紛失または汚損したときは、再交付しますので、いの町パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第4号)を提出してください。

### 【必要書類】

○いの町パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第4号)
※汚損・毀損の場合
○いの町パートナーシップ宣誓書受領証(様式第2号)
○いの町パートナーシップ宣誓書受領証カード(様式第3号)
○本人確認書類・・・P4の「本人確認ができる書類」と同じ

(2) 宣誓書に記載した事項に変更があったとき

・住所や氏名など、宣誓書に記載した内容に変更があったときは、変更内容を記載した受領証等を交付しますので、いの町パートナーシップ宣誓事項変更届(様式第5号)に下記の必要書類を添付して提出してください。

### 【必要書類】

○いの町パートナーシップ宣誓事項変更届(様式第5号)
○いの町パートナーシップ宣誓書受領証(様式第2号)
○いの町パートナーシップ宣誓書受領証カード(様式第3号)
○変更内容が確認できる書類(添付書類) 住所変更の場合・・・住民票、または住民票記載事項証明書 氏名変更の場合・・・戸籍抄本等 通称名変更の場合・P4の「通称名を使用する場合の必要書類」と同じ
○本人確認書類・・・P4の「本人確認ができる書類」と同じ

(3)受領証等の返還が必要なとき

・次の①から⑤のいずれかに該当したときは、いの町パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第6号)を提出して受領証等を返還してください。

- ①宣誓者の意思によりパートナーシップが解消されたとき
- ②宣誓者の一方が死亡したとき
- ③宣誓者の双方が町内に住所を有しなくなったとき
- ④要件に該当しなくなったとき
- ⑤虚偽の事実が判明したとき

【必要書類】

○いの町パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第6号)
○いの町パートナーシップ宣誓書受領証(様式第2号)
○いの町パートナーシップ宣誓書受領証カード(様式第3号)
○本人確認書類・・・P4の「本人確認ができる書類」と同じ

(4)宣誓書記載内容等証明書が必要なとき

・行政サービスの手続等で宣誓書の内容の証明が必要なときは、いの町パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書(様式第8号)を発行しますので、証明書交付申請書(様式第7号)を提出してください。

【必要書類】

○いの町パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書交付申請書(様式第7号)
○本人確認書類・・・P4の「本人確認ができる書類」と同じ
※住所や氏名など宣誓書の内容に変更があるときは、上記(2)の手続きをする必要があります。

## よくあるご質問

### Q1. 宣誓できるのは性的マイノリティの当事者の方だけですか？

→性的マイノリティの方に限らず、事実婚のカップル等、双方が生活していくうえで、お互いを支え合い、欠かすことのできない関係にあるお二人を対象としています。なお、宣誓をすることが出来る方の要件(P2参照)を満たしていることが必要です。

### Q2. 同居していないと登録できませんか？

→同居、別居は問いません。

### Q3. 婚姻との違いは何でしょうか？

→婚姻は民法の規定に基づき行われるもので、相続など財産上の権利や税金の控除、親族の扶養控除など様々な権利・義務が発生しますが、パートナーシップ制度は、町の実綱に基づいて行われるもので、法的な権利・義務の付与を伴うものではありません。

### Q4. 登録申請に費用はかかりますか？

→登録申請に費用は掛かりませんが、登録にかかる必要書類取得の為に費用は自己負担になります。なお、「いの町パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書」の交付には、手数料300円の支払いが必要となります。

### Q5. 養子縁組をしていても宣誓できますか？

→宣誓は可能です。  
※ただし、近親者間(「おじ・おば」と「おい・めい」等の近親者間での養子縁組は対象となりせん。

### Q6. 通称名は使用できますか？

→社会生活の中で使用されている通称名を使用することができます。  
通称名を使用する際は、宣誓書受領証等の表面に通称名が、裏面に戸籍上の氏名が記載されます。

### Q7. 郵便や電子メールでも宣誓書を受付けていますか？

→郵便や電子メールでは受付けていません。宣誓時はお二人でお越しいただき、町職員立ち会いの下、宣誓書にご記入いただいて提出いただく必要があります。

Q8. 町外に転出する場合はどうすればよいですか？

→お二人ともがいの町に住所を有しなくなる場合は、いの町パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第6号)を提出し、受領証等を返還してください(必要書類はP7 参照)。

- ・お二人ともいの町に居住していたが、お一人だけ町外に転出する場合は、いの町パートナーシップ宣誓事項変更届(様式第5号)に、新住所を記載し、住民票の写し又は住民票記載事項証明書を添付して提出してください(必要書類はP6 参照)。

Q9. 婚姻した場合は宣誓書受領証を返還しなければならないですか？

→婚姻届を提出した場合は、宣誓をすることが出来る方の要件(P2参照)に合致しなくなりますので、いの町パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第6号)を提出し、受領証等を返還してください(必要書類はP7参照)。